

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市三国町	坂井北部丘陵地地区	平成25年1月10日	令和4年2月16日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	275.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	211.1ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	45.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	16.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	21.1ha
(備考) ④の中心経営体数11経営体	

## 2 対象地区の課題

<p>農業就業人口は過去30年で約6割減少しているなか、65歳以上の割合は約7割となっており、農業者の高齢化及び後継者不足が進行している。</p> <p>農業者が減少していることから、野菜の作付け面積が減少し、穀類(ソバ)の作付けが増加、そして管理休耕地が増加している。また、ナシ園は、植付けから40年以上経過し、高樹齢化が進んでおり、生産性低下が見られるため、改植等が急務となっている。</p> <p>さらに近年では、イノシシや中獣類(アライグマ等)による農作物や農業用施設の被害が坂井北部丘陵地にも拡大しており、その対策が課題である。</p>
---

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

丘陵地全域において、認定新規就農者の受入れを推進することで対応していく。さらには、中小・家族経営など多様な経営体の強化を通じた農業経営の底上げも必要である。
加戸地域の農地利用は、白ネギを生産する家族経営の認定農業者、春菊などを生産する家族経営の認定農業者、スイカなどを生産する5経営体や梨などを生産する4経営体などが担う。
池上地域の農地利用は、イチゴを生産する農企業3経営体、野菜種苗を生産する農企業1経営体、芝を生産する農企業1経営体、酪農を営む2経営体やスイカなどを生産する5経営体などが担う。
加戸、池上以外の嵩、平山、西谷などの地域の農地利用は、野菜苗を生産する農企業2経営体、トマトを生産する家族経営の認定農業者1経営体、ベリー類を生産する農企業1経営体やスイカなどを生産する5経営体などが担う。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	19経営体		30.44 ha		23.38 ha	
認農法	12経営体		36.23 ha		43.83 ha	
認就	8経営体		7.59 ha		15.68 ha	
到達	16経営体		75.04 ha		90.52 ha	
計	55経営体		149.3 ha		173.4 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>○農地の貸付け等の意向 丘陵地農業支援センターが中心となり、管理休耕となっている農地の所有者に対し、意向調査を行い、新規就農者や規模拡大を目指している既存の農家に農地をあっせんしていく。</p>
<p>○農地中間管理機構の活用方針 出し手あるいは受け手が農地中間管理事業を利用する意向がある場合は、積極的に事業を活用する。</p>
<p>○担い手の育成と確保の方針 新規就農者に対し、行政やJAのみならず、里親を含む地域がサポートする。 また第三者継承を推進し、既存品目の作付面積の維持拡大を図る。 園芸カレッジ入校生や農業系高校、さらには県立大学との人的繋がりを深め、将来的に独立就農する人材を確保する。</p>
<p>○基盤整備への取組方針 農業水利施設のストックマネジメントによる長寿命化を推進する。 「多面的機能支払制度」の推進と制度を有効活用し、農業用施設の維持管理に取り組む。</p>
<p>○新規・特産化作物の導入方針 園芸タウンの形成や条件不利地での果樹作付推進により、効率的な生産基盤を整備し、所得向上を図る。</p>
<p>○生産体制の高度化・効率化の取組方針 スマート農業実施に向けた事業活用や独自事業創出に向けた検討を行う。</p>
<p>○鳥獣被害防止対策の取組方針 圃場等に有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりの推進。 電気柵や固定柵の設置など有害獣の確実な侵入防止対策の支援。 農家や捕獲隊などと連携した有害獣捕獲の推進。</p>
<p>○災害対策への取組方針 大雪によるハウスの倒壊被害防止のため、耐雪型ハウスの導入に取り組む。</p>

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	三国町嵩地区(嵩集落)	平成25年3月14日	令和4年2月16日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	19.85ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	15.34ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	7.48ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.68ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.50ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受けきる意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、約3ha多く、新たな農地の受け手の確保について検討する必要がある。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者5名及び地域の農業者1名を中心に進めていくことにより対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	6経営体		10.1 ha		13.6 ha	
到達	1経営体		3.6 ha		3.6 ha	
計	7経営体		13.7 ha		17.2 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

現在70歳未満の農業者で、10年以内に離農や経営規模の縮小により、貸付の必要が生じる可能性のある農地は約0.9haある。

中心経営体以外にも農地の引き受け意向が0.5haある。

地域住民による、農地の維持管理活動のため、既に取り組んでいる多面的機能支払制度の活用を継続する。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	三国町加戸地区(加戸集落)	平成25年7月5日	令和4年2月16日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	93.6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	73.1ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	31.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	9.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	10.0ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積を、中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積が上回っており、当面の農地の担い手は確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者6経営体及び集落営農組織1組織が担うほか、現在入作している認定農業者や地域の農業者を中心に進めていくことにより対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	2経営体		27.7 ha		37.7 ha	
認農	4経営体		14.1 ha		14.1 ha	
集	1経営体		4.4 ha		4.4 ha	
計	7経営体		46.2 ha		56.2 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>現在70歳未満の農業者で、10年以内に離農や経営規模の縮小により、貸付の必要が生じる農地はない。</p>
<p>中心経営体への農地の集約を進めるため、離農や規模縮小により、農地を貸し付ける際には、農地中間管理機構を活用する。</p>
<p>国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。</p>
<p>地域住民による、農地の維持管理活動のため、既に取り組んでいる多面的機能支払制度の活用を継続する。他の集落についても活用を検討する。</p>

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	三里浜砂丘地	平成27年3月19日	令和4年2月16日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	225.8ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	127.4ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	67.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	59.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	0.2ha

## 2 対象地区の課題

<p>三里浜砂丘地は、令和元年度に5名が新規就農するなど就農希望者が多い地区であるが、他地域同様、農業者の高齢化及び後継者不足が課題である。</p> <p>さらに近年では、イノシシや中獣類(アライグマ等)による農作物や農業用施設の被害が三里浜砂丘地にも拡大しており、その対策が課題である。</p>
--

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>砂丘地全域において、認定新規就農者の受入れを推進することで対応していく。認定農業者はもちろん、中小・家族経営など多様な経営体の強化を通じた農業経営の底上げも必要である。</p>
<p>山岸地域の農地利用は、ニンジン等を生産する認定農業者1経営体や生産者グループ1経営体、ミディマト等を生産する認定新規就農者7経営体などが担う。</p>
<p>黒目地域の農地利用は、コカブやメロン等を生産する認定農業者3経営体、ミディマト等を生産する認定新規就農者2経営体などが担う。</p>
<p>米納津地域の農地利用は、スイカやダイコン、コカブ等を生産する認定農業者5経営体、コカブ等を生産する1経営体などが担う。</p>
<p>下野地域の農地利用は、コカブ等を生産する1経営体などが担う。また、沖野々地域の農地利用は、コカブ等を生産する1経営体などが担う。</p>

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	18経営体		41.92 ha		53.72 ha	
認農法	2経営体		8.14 ha		10.54 ha	
認就	9経営体		5.88 ha		6.34 ha	
集	1経営体		3.8 ha		3.8 ha	
到達	15経営体		17.68 ha		19.2 ha	
計	45経営体		77.42 ha		93.6 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>○農地の貸付け等の意向 三里浜砂丘地農業支援センターが中心となり、新規就農者や規模拡大を目指している既存の農家に農地を幹旋していく。</p>
<p>○担い手の育成と確保の方針 新規就農者に対し、行政やJAのみならず、里親を含む地域がサポートする。 また、既存品目の作付面積の維持拡大を図る。 園芸カレッジ入校生との繋がりを深め、将来的に独立就農する人材を確保する。</p>
<p>○産地形成 園芸タウンの形成により、効率的な生産基盤(リースハウス等)を整備し、所得向上を図る。</p>
<p>○生産体制の高度化・効率化の取組方針 スマート農業実施に向けた事業を活用する。</p>
<p>○鳥獣被害防止対策の取組方針 圃場等に有害鳥獣を寄せ付けない環境づくりの推進。 電気柵や固定柵の設置など有害獣の確実な侵入防止対策を行う。 農家や捕獲隊などと連携した有害獣捕獲の推進。</p>
<p>○災害対策への取組方針 大雪によるハウスの倒壊被害防止のため、耐雪型ハウスの導入に取り組む。</p>

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	三国町玉江地区(玉江集落)	平成28年3月14日	令和4年2月16日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	21.6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	16.8ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	6.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

地域の農地の大半を個々の農家が経営している。70才以上の農業者で、後継者が未定の農業者が経営する農地は地域の農地の1割であり、今後も現状を維持して農業を進めていくかどうかを検討していく必要がある。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

7割以上の農地を現在個々の農家が経営しており後継者についても、確保されている農家が多いため、地域の農業者を中心に対応する。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	1経営体		4.7 ha		4.7 ha	
計	1経営体		4.7 ha		4.7 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。

中心経営体への農地の集約を進めるため、離農や規模縮小により、農地を貸し付ける際には、農地中間管理機構を活用する。

地域住民で玉江区農地保全協議会を組織し、多面的機能支払制度を活用した、農地の維持管理活動を継続する

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	丸岡町友末地区(友末集落)	平成25年1月10日	令和4年2月16日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	24.57ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	17.79ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	4.40ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.60ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.00ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

後継者未定の農業者の耕作面積よりも、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が大きく、現状では担い手は十分に確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体が担うほか、地域の農業者を中心に進めていくことにより対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	1経営体		6.6 ha		10.6 ha	
認農	2経営体		5.5 ha		5.5 ha	
計	3経営体		12.1 ha		16.1 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>地区内において今後4haの水田について中心経営体が引き受ける意向を持っている。</p>
<p>国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。</p>
<p>中心経営体への農地の集約を進めるため、離農や規模縮小により、農地を貸し付ける際には、農地中間管理機構を活用する。</p>
<p>多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する</p>

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	丸岡町磯部新保地区(磯部新保集落)	平成26年1月27日	令和4年2月16日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	5.31ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	4.86ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	0.12ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.12ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.00ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積よりも、今後中心経営体が引き受けきる意向のある耕作面積のほうが多く、現状では担い手は十分に確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体及び地域の農業者を中心に進めていくことにより対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	1経営体		0.7 ha		0.7 ha	
計	1経営体		0.7 ha		0.7 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>現在70歳未満の農業者が耕作しており、10年以内に離農や経営規模の縮小により、貸付の必要が生じる可能性のある農地が1.6haある。</p>
<p>中心経営体への農地の集約を進めるため、離農や規模縮小により、農地を貸し付ける際には、農地中間管理機構を活用する。</p>
<p>地域住民による、農地の維持管理活動を継続するため、多面的機能支払制度の活用を検討する。</p>

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	丸岡町 鳴鹿地区(東二ツ屋・上金屋・楽間・為安・寄永・下久米田上・下久米田下・上久米田・近庄・六呂瀬・金元)	平成26年3月14日	令和4年2月16日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	136.79ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	103.72ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	57.68ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	39.98ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	14.00ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、約25ha多く、新たな農地の受け手の確保について検討する必要がある。
---

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

東二ツ屋集落の引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者4経営体及び集落営農組織1組織が担うほか、入現在入作している認定農業者及び地域の農業者を中心に進めていくことにより対応していく。
上金屋集落の引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担うほか、地域の農業者を中心に進めていくことにより対応していく。
楽間集落の引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担うほか、入現在入作している認定農業者及び地域の農業者を中心に進めていくことにより対応していく。
為安集落の引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体が担うほか、入現在入作している認定農業者及び地域の農業者を中心に進めていくことにより対応していく。
寄永集落の引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体が担うほか、入現在入作している認定農業者及び地域の農業者を中心に進めていくことにより対応していく。
下久米田集落の引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者6経営体が担うほか、入現在入作している認定農業者及び地域の農業者を中心に進めていくことにより対応していく。
上久米田集落の引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体が担うほか、入現在入作している認定農業者及び地域の農業者を中心に進めていくことにより対応していく。
金元集落の引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担うほか、入現在入作している認定農業者及び地域の農業者を中心に進めていくことにより対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	5経営体		44.6 ha		54.6 ha	
認農法	3経営体		12.8 ha		16.8 ha	
集	2経営体		6 ha		6 ha	
計	10経営体		63.4 ha		77.4 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>現在70歳未満の農業者が耕作しており、10年以内に離農や経営規模の縮小により、貸付の必要が生じる可能性のある農地は約5haある。</p>
<p>中心経営体以外にも農地の引き受け意向が3.5haある。</p>
<p>下久米田集落及び上久米田集落においては、鳥獣害対策のために設置した、金網柵などの設備の点検作業を継続して行う</p>
<p>地域住民による、農地の維持管理活動のため、東二ツ屋集落及び下久米田集落では、既に取り組んでいる多面的機能支払制度の活用を継続する。他の集落についても同事業の活用を検討する。</p>

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	丸岡町北横地地区 (北横地1区、北横地2区、北横地3区)	平成26年3月14日	令和4年2月16日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	57.99ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	37.56ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	4.17ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.17ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.00ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、北横地地区全体で5.6ha上回っており、農地の受け手の確保が必要。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である集落営農1組織と認定農業者1経営体を中心に進めていくことにより対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	1経営体		27 ha		27 ha	
認農	1経営体		2.4 ha		5.4 ha	
計	2経営体		29.4 ha		32.4 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

現在70歳未満の農業者が耕作しており、10年以内に離農や経営規模の縮小により、貸付の必要が生じる可能性のある農地は約6haある。

国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。

地域住民による、農地の維持管理活動のため、北横地南集落では既に取り組んでいる、多面的機能支払制度の活用を継続する。他の2集落についても活用を検討する。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	丸岡町磯部地区 (南横地・羽崎・宇随・磯部福庄・磯部島・ 四郎丸・今市・下安田)	平成26年3月14日	令和4年2月16日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	119.68ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	97.91ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	25.47ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	14.84ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	42.90ha

## 2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積を、中心経営体が引き受けきる意向のある耕作面積が上回っているが、70歳未満の農業者で農地を貸し付ける意向のある者も多く、新たな農地の受け手の確保について検討する必要がある。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

南横地集落の引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担うほか、地域の農業者を中心に進めていくことにより対応していく。

羽崎集落の引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者6経営体が担うほか、地域の農業者を中心に進めていくことにより対応していく。

宇随集落の引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者5経営体が担うほか、地域の農業者を中心に進めていくことにより対応していく。

磯部福庄集落の引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者6経営体が担うほか、入現在入作している認定農業者及び地域の農業者を中心に進めていくことにより対応していく。

磯部島集落の引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者4経営体が担うほか、地域の農業者を中心に進めていくことにより対応していく。

四郎丸集落の引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体が担うほか、入現在入作している認定農業者及び地域の農業者を中心に進めていくことにより対応していく。

今市集落の引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者5経営体が担うほか、地域の農業者を中心に進めていくことにより対応していく。

下安田集落の引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者5経営体が担うほか、入現在入作している認定農業者及び地域の農業者を中心に進めていくことにより対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	6経営体		23.9 ha		46.8 ha	
認農法	4経営体		17.8 ha		37.8 ha	
計	10経営体		41.7 ha		84.6 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

現在70歳未満の農業者が耕作しており、10年以内に離農や経営規模の縮小により、貸付の必要が生じる可能性のある農地は約22haある。

中心経営体以外にも農地の引き受け意向が8haある。

国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。

地域住民による、農地の維持管理活動のため、下安田集落及び今市集落では、既に取り組んでいる多面的機能支払制度の活用を継続する。他の集落についても同事業の活用を検討する。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	丸岡町儀間地区(儀間集落)	平成26年3月14日	令和4年2月16日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	28.50ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	22.72ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	9.03ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.56ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	20.00ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

転作については、集落営農組織である儀間営農組合で行っているが、水稻は個人で作付けを行っており、離農の際の農地の引き受け先について検討する必要がある。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である集落営農組織1組織及び地域の農業者を中心に進めていくことにより対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	1経営体	水稲、大麦 そば	7.4 ha	水稲、大麦 そば	27.4 ha	
計	1経営体		7.4 ha		27.4 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>現在70歳未満の農業者が耕作しており、10年以内に離農や経営規模の縮小により、貸付の必要が生じる可能性のある農地は約3haある。</p>
<p>儀間営農組合では現在転作を中心に請け負っているが、今後水稲の作業の請負についても検討を行う。</p>
<p>国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。</p>
<p>地域住民による、農地の維持管理活動のため、多面的機能支払制度の活用を検討する。</p>

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	丸岡町大森地区(大森集落)	平成26年3月14日	令和4年2月16日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	27.13ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	20.60ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	8.96ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.20ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	8.00ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積よりも、今後中心経営体が引き受けきる意向のある耕作面積のほうが多く、現状では担い手は十分に確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体を中心に進めていくことにより対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	1経営体	水稲、大麦 そば、大豆	4 ha	水稲、大麦 そば、大豆	12 ha	
認農	2経営体	水稲、大麦 そば	4.8 ha	水稲、大麦 そば	4.8 ha	
計	3経営体		8.8 ha		16.8 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>現在70歳未満の農業者が耕作しており、10年以内に離農や経営規模の縮小により、貸付の必要が生じる可能性のある農地は約70aある。</p>
<p>多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する</p>
<p>鳥獣害対策のために設置した、金網柵などの設備の点検作業を継続して実施する</p>

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	丸岡町八丁地区(八丁集落)	平成27年3月19日	令和4年2月16日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	6.17ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	5.98ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	2.10ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.90ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.00ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積よりも、今後中心経営体が引き受けきる意向のある耕作面積のほうが多く、担い手は十分に確保されているといえる。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体を及び地域の農業者を中心に進めていくことにより対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	2経営体	水稲、大麦 そば	0.9 ha	水稲、大麦 そば	5.7 ha	
認農	1経営体	水稲	0.2 ha	水稲	0.2 ha	
計	3経営体		1.1 ha		5.9 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

現在70歳未満の農業者が耕作しており、10年以内に離農や経営規模の縮小により、貸付の必要が生じる可能性のある農地は約2.4haある。

国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。

多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	丸岡町新聞地区(新聞集落)	平成28年12月21日	令和4年2月16日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	8.18ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	8.16ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	5.33ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.10ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.30ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積よりも、今後中心経営体が引き受けきる意向のある耕作面積のほうが多く、現状では担い手は十分に確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体及び地域の農業者を中心に進めていくことにより対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	1経営体		0.4 ha		3.7 ha	
認農	2経営体		4.4 ha		4.4 ha	
計	3経営体		4.8 ha		8.1 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

現在70歳未満の農業者が耕作しており、10年以内に離農や経営規模の縮小により、貸付の必要が生じる可能性のある農地は約1.2haある。

国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。

多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	丸岡町一本田地区(一本田集落)	平成29年3月16日	令和4年2月16日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	21.52ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	18.62ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	13.77ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	8.77ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	13.20ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積よりも、今後中心経営体が引き受けきる意向のある耕作面積のほうが多く、担い手は十分に確保されているといえる。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体のほか、現在入作している認定農業者を中心に進めていくことにより対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	2経営体		7.9 ha		19.9 ha	
認農	1経営体		1.6 ha		1.6 ha	
計	3経営体		9.5 ha		21.5 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

現在70歳未満の農業者が耕作しており、10年以内に離農や経営規模の縮小により、貸付の必要が生じる可能性のある農地は約1.3haある。

国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。

多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	春江町田端地区(田端集落)	平成26年1月27日	令和4年2月16日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	44.98ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	44.30ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	9.60ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.77ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	11.00ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積よりも、今後中心経営体が引き受けきる意向のある耕作面積のほうが多く、現状では担い手は十分に確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体及び集落営農組織1組織が担うほか、入現在入作している認定農業者や地域の農業者を中心に進めていくことにより対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	1経営体	水稲、大麦 大豆	21.6 ha	水稲、大麦 大豆	21.6 ha	
認農法	2経営体	水稲	7.6 ha	水稲	18.6 ha	
計	3経営体		29.2 ha		40.2 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

現在70歳未満の農業者が耕作しており、10年以内に離農や経営規模の縮小により、貸付の必要が生じる可能性のある農地は約9.6haある。

国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。

地域住民による、農地の維持管理活動のため、既に取り組んでいる多面的機能支払制度の活用を継続する。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	春江町定広地区(定広集落)	平成26年1月27日	令和4年2月16日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	18.38ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	16.45ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	8.00ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	—
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	—
(備考)	

## 2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積は存在しないが、10年以内に離農や経営規模の縮小により生じる農地の受け手の確保が必要。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体及び集落営農組織1組織が担うほか、地域の農業者を中心に進めていくことにより対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	1経営体	大麦、そば	3.3 ha	大麦、そば	3.3 ha	
認農	1経営体	水稲、大麦 大豆、そば	6.2 ha	水稲、大麦 大豆、そば	3.2 ha	
計	2経営体		9.5 ha		6.5 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>現在70歳未満の農業者が耕作しており、10年以内に離農や経営規模の縮小により、貸付の必要が生じる可能性のある農地は約13haある。</p>
<p>担い手以外の農業者の生産調整の受け皿として、定広営農組合の仕組みを維持する。</p>
<p>国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。</p>
<p>地域住民による、農地の維持管理活動のため、既に取り組んでいる多面的機能支払制度の活用を継続する。</p>

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	春江東部地区(中筋集落、正蓮花集落、寄安集落、定重集落、中筋三ツ屋集落)	平成26年1月27日	令和4年2月16日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	75.47ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	57.18ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	7.65ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.65ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	20.00ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積よりも、今後中心経営体が引き受けきる意向のある耕作面積のほうが多く、現状では担い手は十分に確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中筋集落の引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担うほか、入現在入作している認定農業者を中心に進めていくことにより対応していく。

正蓮花集落の引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者5経営体が担う。

寄安集落の引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担うほか、入現在入作している認定農業者や地域の農業者を中心に進めていくことにより対応していく。

定重集落の引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担うほか、入現在入作している認定農業者を中心に進めていくことにより対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	4経営体		29.3 ha		44.3 ha	
認農法	1経営体		3.6 ha		8.6 ha	
集	1経営体		8.1 ha		8.1 ha	
到達	1経営体		5.7 ha		5.7 ha	
計	7経営体		46.7 ha		66.7 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>現在70歳未満の農業者が耕作しており、10年以内に離農や経営規模の縮小により、貸付の必要が生じる可能性のある農地は中筋地区で約3ha、寄安地区で約10aある。</p>
<p>担い手以外の農業者の生産調整の受け皿として、春江東部生産組合の仕組みを維持する。</p>
<p>国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。</p>
<p>地域住民による、農地の維持管理活動のため、正蓮花集落、定重集落では、既に取り組んでいる多面的機能支払制度の活用を継続する。他の集落についても活用を検討する。</p>

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	春江町針原地区 (針原西、針原東、針原平柳)	平成26年3月14日	令和4年2月16日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	75.42ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	57.24ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	12.64ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	11.28ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	19.00ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積よりも、今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積のほうが多く、現状では担い手は十分に確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体及び集落営農組織1組織が担うほか、入現在入作している認定農業者や地域の農業者を中心に進めていくことにより対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	1経営体		25.8 ha		40.8 ha	
集	1経営体		7.2 ha		7.2 ha	
計	2経営体		33 ha		48 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>現在70歳未満の農業者が耕作しており、10年以内に離農や経営規模の縮小により、貸付の必要が生じる可能性のある農地は約11.2haある。</p>
<p>中心経営体以外にも農地の引き受け意向が4haある。</p>
<p>国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。</p>
<p>地域住民による、農地の維持管理活動のため、針原西集落では、既に取り組んでいる多面的機能支払制度の活用を継続する。他の集落についても活用を検討する。</p>

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	春江町千歩寺地区(千歩寺集落)	平成26年3月14日	令和4年2月16日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	39.99ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	26.71ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	18.12ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	10.26ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	10.00ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積と、今後中心経営体が引き受けきる意向のある耕作面積がほぼ同じであり、現状では担い手は確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者3経営体及び集落営農組織1組織が担うほか、入現在入作している認定農業者や地域の農業者を中心に進めていくことにより対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	2経営体		10.7 ha		10.7 ha	
認農法	1経営体		1.1 ha		11.1 ha	
集	1経営体		9.4 ha		9.4 ha	
計	4経営体		21.2 ha		31.2 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>現在70歳未満の農業者が耕作しており、10年以内に離農や経営規模の縮小により、貸付の必要が生じる可能性のある農地は約11.2haある。</p>
<p>生産調整の受け皿として、千歩寺転作組合の仕組みを維持する。</p>
<p>国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。</p>
<p>地域住民による、農地の維持管理活動のため、既に取り組んでいる多面的機能支払制度の活用を継続する。</p>

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	春江町取次地区(取次集落)	平成26年3月14日	令和4年2月16日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	13.64ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	9.90ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1.28ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.45ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.00ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積よりも、今後中心経営体が引き受けきる意向のある耕作面積のほうが多く、現状では担い手は十分に確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体及び集落営農組織1組織が担うほか、入現在入作している認定農業者や地域の農業者を中心に進めていくことにより対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	1経営体		2.9 ha		2.9 ha	
認農	1経営体		0.8 ha		0.8 ha	
認農法	1経営体		4.2 ha		6.2 ha	
計	3経営体		7.9 ha		9.9 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>現在70歳未満の農業者が耕作しており、10年以内に離農や経営規模の縮小により、貸付の必要が生じる可能性のある農地は約11.2haある。</p>
<p>生産調整の受け皿として、取次生産組合の仕組みを維持する。</p>
<p>国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。</p>
<p>地域住民による、農地の維持管理活動のため、既に取り組んでいる多面的機能支払制度の活用を継続する。</p>

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	春江町随応寺地区(随応寺集落)	平成27年3月19日	令和4年2月16日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	11.72ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	7.78ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	5.27ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.60ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	—
(備考)	

## 2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が4.6haある一方で、今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積はなく、新たな農地の受け手の確保が必要。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や、地域の農業者により対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	2経営体		2.4 ha		2.4 ha	
計	2経営体		2.4 ha		2.4 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

現在70歳未満の農業者が耕作しており、10年以内に離農や経営規模の縮小により、貸付の必要が生じる可能性のある農地は約1haある。

国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。

農地の維持管理活動のため、多面的機能支払制度の活用を検討する。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	春江町正善地区(正善集落)	平成28年3月14日	令和4年2月16日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	18.85ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	15.90ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	10.79ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.89ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	—
(備考)	

## 2 対象地区の課題

70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が0.89haある一方で、今後中心経営体が引き受けきる意向のある耕作面積はなく、新たな農地の受け手の確保が必要。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や、地域の農業者により対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	1経営体		9.8 ha		9.8 ha	
認農法	1経営体		1.1 ha		1.1 ha	
計	2経営体		10.9 ha		10.9 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>現在70歳未満の農業者が耕作しており、10年以内に離農や経営規模の縮小により、貸付の必要が生じる可能性のある農地は約3.8haある。</p>
<p>国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。</p>
<p>農地の維持管理活動のため、多面的機能支払制度の活用を検討する。</p>

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	下兵庫地区(下兵庫集落)	平成26年1月27日	令和4年2月16日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	157.37ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	154.26ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	4.10ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.10ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.10ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

地域の農地はすべて担い手に集積されている。
-----------------------

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、中心経営体である、認定農業者4経営体と集落営農組織1組合が担う。
--

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	1経営体		144.2 ha		144.2 ha	
認農	3経営体		8.5 ha		9.5 ha	
認農法	1経営体		1.5 ha		3.5 ha	
計	5経営体		154.2 ha		157.2 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。</p>
<p>農地の集約を進めるため、離農や規模縮小により、農地を貸し付ける際には、中心経営体の引き受け意向を反映する。</p>
<p>多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する</p>

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	坂井町宮領地区(宮領)	平成26年3月14日	令和4年2月16日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	56.19ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	53.24ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	35.18ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.19ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6.19ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

地域の耕地面積56.19haの過半は担い手が経営しているが、その他の耕作者も含め、圃場が分散していることが課題である。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体を中心に進めていくことにより対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	1経営体		30.1 ha		36.2 ha	
計	1経営体		30.1 ha		36.2 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>国営かんがい排水事業による農業用水を最大限に活用し、より高品質な農産物の生産に取組み、高付加価値化を図る。</p>
<p>中心経営体への農地の集約を進めるため、離農や規模縮小により、農地を貸し付ける際には、農地中間管理機構を活用する。</p>
<p>多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する</p>

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	坂井町下蔵地区(下蔵集落)	平成26年3月14日	令和4年2月16日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	27.42ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	23.44ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	4.60ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.60ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	—
(備考)	

## 2 対象地区の課題

現在、水稻は個人で、転作は集落営農組織で耕作しており、地域での担い手への農地の集積、集約に向けた、今後の方向性について確認する必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地域での話し合いの場を通して、今後の方向性を確認する。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	1経営体		8.7 ha		8.7 ha	
計	1経営体		8.7 ha		8.7 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

現在の農業者が耕作する農地について、今後も自身で耕作を続けていく。
営農組合の組織を活用し、今後も大麦の生産を行う。
多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	坂井町上蔵地区(上蔵集落)	平成26年3月14日	令和4年2月16日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	20.81ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	12.50ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1.60ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.20ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.20ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	-
(備考)	

## 2 対象地区の課題

地域の農地の大半を個々の農家が経営している。今後も現状を維持しながら、営農を継続するか検討していく必要がある。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

引受が必要な農地の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体及び地域の農業者を中心に進めていくことにより対応していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	2経営体		4.6 ha		4.6 ha	
計	2経営体		4.6 ha		4.6 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

離農や規模縮小により、中心経営体に農地を貸し付ける際には、農地中間管理機構を活用する。

多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	坂井町蛸地区(蛸集落)	平成26年3月14日	令和4年2月16日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	33.06ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	24.24ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1.76ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.76ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	—
(備考)	

## 2 対象地区の課題

現在、水稻は個人で、転作は集落営農組織で耕作しており、地域での担い手への農地の集積、集約に向けた、今後の方向性について確認する必要がある。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地域での話し合いの場を通して、今後の方向性を確認する。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	1経営体		11.9 ha		11.9 ha	
計	1経営体		11.9 ha		11.9 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

現在の農業者が耕作する農地について、今後も自身で耕作を続けていく。

営農組合の組織を活用し、今後も大麦の生産を行う。

多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
坂井市	坂井町下新庄地区(下新庄集落)	令和4年2月16日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	20.63ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	17.74ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	12.69ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.09ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.00ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

後継者未定の農業者が耕作する5haの農地について、中心経営体の拡大希望の2haを上回っており、農地の受け手の掘り起こしが必要。
---

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地集積円滑化団体である坂井市農業振興公社が中心となり、地域での話し合いを踏まえ、農地の集積・集約化に10年以上前から取り組んでいる。
集積・集約の話し合いに基づき、自己の所有地で自作地の土地を除く全ての農地は、令和元年度に農地中間管理事業に移行済みである。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	3経営体		9.8 ha		11.8 ha	
計	3経営体		9.8 ha		11.8 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構が窓口となり、既存の中心経営体との調整を行うことで、後継者の不在により、営農をとりやめる農地が発生した際に効率的な集積・集約につなげる。

多面的機能支払制度を活用し、地域住民が一体となって農地の維持管理活動を行う。